

年末調整

源泉徴収票の住宅借入金等特別控除可能額に表示される金額は、何処に入力すれば良いですか。

源泉徴収票の住宅借入金等特別控除に関しては、

年調項目コンソールで内訳を入力（居住開始年月、控除区分、年末残高）、住宅控除額を入力となります。

源泉徴収票の住宅借入金等特別控除可能額は、入力した住宅控除額を控除できなかった場合、本来の控除可能額という意味で表示されます（控除できた場合は、表示されません）。

住宅借入金特別控除の額に、年調計算で求められた控除額が表示されます（入力項目ではありません）。

一意的なソリューション ID: #1019

製作者: kscsupport

最終更新: 2023-05-01 10:21